### 厚生関連資料

今月の資料 (選法律, ) 日本の一部 (選法年) 日本の一部 (選法年) 日本の一部 (選法年) 日本の一部 (選集) 日本の一語 (選集) 日本の一

通	
通	検査料の点数の取扱い (REE発 1227·4) ······p.65
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (12/27 告示 379, 1/31 告示 6) · · · · · · p.66
告	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病等
	の一部改正 (12/27 告示 382) ······p.66
他	支払基金における審査の一般的な取扱い (医科) (12/27, 1/31 支払基金) ··············p.66
事	ベースアップ評価料に係る届出様式 (1/10 保険局医療課)・・・・・・p.69
事	疑義解釈資料の送付(その 18, 19) (1/16, 30, 保険局医療課) ······p.70
他	医療 DX に係る診療報酬上の評価の取扱い等 (1/29 中医協) ······p.71
告	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院,基礎係数,機能評価係数Ⅰ,機能
	評価係数Ⅱ, 救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正 (12/27 告示 378. 1/31 告示 5) ··············p.73
	* * *
他	令和 5 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況 (1/28 保険局医療課医療指導監査室) · · · · · · · · p.74



\*本欄で示す "p.00" は、原則 "診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2024 年度" ページ数です。

#### 通

#### 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正

令和6年12月27日 保医発1227第2号 令和7年1月31日 保医発0131第3号

【解説】「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等が改正され、保医発 1227 第2号は1月1日から、保医発 0131 第3号は2月1日から適用されます。

#### 保医発 1227 第 2 号 (12 月 27 日)

(p.468 左段 13~14 行目,下線部訂正)

#### → BRCA1/2 遺伝子検査

(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくは HER2 陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、(以下略) (令6保医発0305・4, 1227・2)

#### (p.539 右段下から 13~12 行目, 下線部訂正)

#### →認知機能検査その他の心理検査の「1」

「イ」の簡易なものとは、MAS 不安尺度、 (中略) 長谷川式知能評価スケール、 MMSE 及び神経心理検査用プログラム (視線の情報を連続的に収集し神経心理検査を行うもの)を用いる検査のことをいい,(以下略) (令6保医発0305・4,1227・2)

#### (p.996 左段下から 33 行目,下線部訂正)

#### →骨セメントの定義

#### 【機能区分の定義】

- ③ 脊椎・大腿骨頸部用:次のいずれにも 該当。
  - ア次のいずれかに該当する。
    - i 悪性脊椎腫瘍又は<u>原発性</u>骨粗鬆症 による(以下略)

### (p.1026 右段下から 21 ~ 19 行目,下線部訂正・追加)

#### →椎体形成用材料セットの算定

イ 椎体形成用材料セットは、骨粗鬆症、 多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して 使用した場合に、1回の手術で3セット を限度として算定できる。なお、続発性 骨粗鬆症に対して使用する場合は、関連 学会の定める適正使用指針に従って使用 した場合に限り算定できる。

ウ 骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

#### 保医発0131第3号(1月31日)

(p.882 右段下から 18 行目,下線部訂正)

#### →ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免 疫抗体法)病理組織標本作製

- (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は,(中略)ア〜ウ (略)
  - エ 子宮体癌における PARP 阻害剤の 適応判定の補助

(令6保医発0305・4. 令7保医発0131・3)

#### 通

#### 検査料の点数の取扱い

令和6年12月27日 保医発1227第4号

#### (p.506 左段 14 行目の次に挿入)

#### →マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸 及びマクロライド耐性変異同時検出

マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイム PCR 法により測定した場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出

の所定点数を準用して算定する。

- ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染 症を疑う患者に対して、治療法の選択を 目的として行った場合。
- イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染 症の患者に対して,治療効果判定を目的 として行った場合。 (令6 保医発 1227·4)

#### (p.881 右段 15 行目の次に挿入)

#### →免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本 作製

(11) p16 タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍 (CIN) が疑われる患者であって、HE 染 色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対 して HQ リンカーを用いて免疫染色病理 標本作製を行った場合に、本区分の「1」 エストロジェンレセプターを準用して算 定する。 (令6 保医発 0305・4, 1227・4)



#### 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和6年12月27日告示第379号, 令和7年1月31日告示第6号

【解説】先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の告示が更新されました。告示第379号は1月1日から、告示第6号は2月1日からの適用です。

#### 告示第379号(令和6年12月27日)

(p.1603 右段下から 18 ~ 17 行目,下線部訂正,削除)

22 削除(偽腔拡大に対する血管内治療)

[p.1604 右段下から 16 ~ 13 行目,下線部訂正,削除,(2024 年 12 月号 p.85 の訂正に追加)]

**4** <u>削除</u> (ダブラフェニブ経口投与及びトラメチニブ経口投与の併用療法)

#### 告示第6号(令和7年1月31日)

(p.1599 右段 17 行目~ p.1600 左段 4 行目, 削除)

16 削除 (細胞診検体を用いた遺伝子検査)

(p.1602 右段下から 14 行目, 下線部訂正)

26 血中循環腫瘍 DNA を用いた微小残 存病変量の測定

#### 口 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準 ① (略)
  - ② 外科専門医<u>(一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本外科</u>学会が認定したものをいう)である。

#### (p.1604 右段 3 行目の次に挿入)

55 アナモレリン塩酸塩経口投与 (体重減少 (食道がんに対する食道亜全摘胃管再建 術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若し くは胃全摘術を実施したものに限る)〕



難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大 臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣 が定める病状の程度の一部改正

令和6年12月27日 告示第382号

【解説】難病外来指導管理料の対象疾病等となる「指定難病」の一部改正があり、全348疾病となりました。4月1日から適用です。

[p.252 ~ p.253, 参考「指定難病」(全 341 疾病)、下線部訂正・追加]

免疫性血小板減少症 (63)

睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん 性脳症及びてんかん性脳症 (154)

LMNB1 関連大脳白質脳症 (342)

PURA 関連神経発達異常症(343)

極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症(344)

乳児発症 STING 関連血管炎 (345)

原発性肝外門脈閉塞症(346)

出血性線溶異常症(347)

ロウ症候群 (348)



#### 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)

【解説】「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)」が12月27日に30事例,1月31日に19事例が示され、これまでの事例と合わせて442事例となりました。

#### 令和6年12月27日(第19回:30事例) 【検査】

#### 394. 一般検査(初診時,入院時)の算定

- ① 初診時の一般検査として次の検査の算 定は、原則として認められる。
  - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
  - (2) D005「5」末梢血液一般検査
- ② 初診時の一般検査として次の検査の算 定は、原則として認められない。
  - (1) D002 尿沈渣 (鏡検法), D002-2 尿 沈渣 (フローサイトメトリー法)
  - (2) D005「2」網赤血球数 (レチクロ)
  - (3) D006「1」出血時間,「2」プロトロンビン時間 (PT),「7」活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)
  - (4) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
  - (5) フィブリン・フィブリノゲン分解産

物 (FDP) \*1

- (6) Dダイマー\*\*2
- (7) D011「1」ABO 血 液 型, Rh (D) 血液型
- (8) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導 及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- ③ 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
  - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
  - (2) D005「3」末梢血液像(自動機械法), 「6」末梢血液像(鏡検法)
  - (3) D005「5」末梢血液一般検査
  - (4) D015 [1] C 反応性蛋白 (CRP) 定性, C 反応性蛋白 (CRP)
  - (5) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導 及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- ④ 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
  - (1) D003「5」糞便中ヘモグロビン定性, 「7| 糞便中ヘモグロビン
- (2) D005「2」網赤血球数 (レチクロ)

令和6年12月27日,令和7年1月31日 社会保険診療報酬支払基金

ゲン分解産物(FDP)(尿), D006「11」フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性, フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 半定量, フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定量

※2 D006「14」D ダイマー定性、「15」D ダイマー半定量、「17」D ダイマー

#### 395. 一般検査(内視鏡検査前)の算定

- ① 内視鏡検査前の一般検査として D005 「5」末梢血液一般検査の算定は、原則と して認められる。
- ② 内視鏡検査前の一般検査として次の検 査の算定は、原則として認められない。
  - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量, フィブリノゲン定量
  - (2) D011「1」ABO 血 液 型, Rh (D) 血液型
  - (3) D015 [1] C 反応性蛋白 (CRP) 定性, C 反応性蛋白 (CRP)
  - (4) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導 及び胸部誘導を含む最低 12 誘導



- ① 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
  - (1) D005 [5] 末梢血液一般検査
  - (2) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導 及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- ② 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
  - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量、 フィブリノゲン定量
  - (2) D007「36」血液ガス分析

#### 397. マイコプラズマ抗体(肺炎, 気管支 炎等)の算定

マイコプラズマ感染症(疑い含む)のない次の傷病名に対するD012「4」マイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量の算定は、原則として認められない。

(1) 肺炎 (成人), (2) 気管支炎, (3) 慢性呼吸不全, (4) 肺結核, (5) 肺気腫, (6) 気管支喘息

### 398. マイコプラズマ抗原, 核酸検出(肺炎, 気管支炎等)の算定

マイコプラズマ感染症(疑い含む)のない次の傷病名に対する D012「26」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)、「34」マイコプラズマ抗原定性(FA法) 又は D023「6」マイコプラズマ核酸検出の算定は、原則として認められない。

(1) 肺炎, (2) 気管支炎, (3) 慢性呼吸不全, (4) 肺結核, (5) 肺気腫, (6) 気管支喘息

## 399. ヘリコバクター・ピロリ関連検査[胃 潰瘍(瘢痕含む)等のない場合] の算 定

ヘリコバクター・ピロリ関連検査\*1の 算定については、次の傷病名がなく、ヘリコバクター・ピロリ感染症(疑い含む)の 傷病名がある場合であっても、原則として 認められない。

- (1) 胃潰瘍 (瘢痕含む), (2) 十二指腸潰瘍 (瘢痕含む), (3) 胃 MALT リンパ腫, (4) 特発性血小板減少性紫斑病, (5) 早期胃癌 (内視鏡的治療後), (6) 胃炎
- ※1 ヘリコバクター・ピロリ感染の診断 及び治療に関する取扱いについて(平成 12年10月31日保険発第180号,最終 改正;令和4年10月31日保医発1031 第5号)において、除菌前の感染診断の 検査法として掲げられている次の検査

#### ⑥糞便中抗原測定, ⑦核酸增幅法

### 400. 嫌気性培養加算(ヘリコバクター・ピロリ感染症)の算定

ヘリコバクター・ピロリ感染症に対する 嫌気性培養加算の算定は,原則として認め られない。

### 401. 抗酸菌分離培養の液体培地法とそれ以外のものの算定回数

結核に対する同日に採取した検体による D020「1」抗酸菌分離培養(液体培地法) 又は「2」抗酸菌分離培養(それ以外のもの) の算定は、原則として1回のみ認められる。

#### 402. 超音波検査の算定(稽留流産確定後 の進行流産)

稽留流産確定後の進行流産(不全流産・ 完全流産)の診断時の D215 超音波検査(断 層撮影法)(胸腹部)の算定は,原則とし て認められる。

#### 403. 精密眼圧測定(眼精疲労, 白内障) の算定

次の傷病名に対する D264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められる。

(1) 眼精疲労 (再診時), (2) 白内障

# 404. 胃腸機能整腸薬(下部消化管における内視鏡検査又は内視鏡手術時の前処置)の算定

下部消化管における内視鏡検査又は内視 鏡手術時の前処置として次の薬剤の算定は, 原則として認められない。

(1) イトプリド塩酸塩 (ガナトン錠等), (2) ドンペリドン (ナウゼリン錠等), (3) トリメブチンマレイン酸塩 (セレキノン錠 等), (4) メトクロプラミド (プリンペラン 錠等)

#### 405. 狭帯域光強調加算(胃静脈瘤等)の 算定

次の傷病名に対する狭帯域光強調加算の 算定は、原則として認められない。

(1) 胃静脈瘤, 食道静脈瘤, (2) 逆流性食 道炎, (3) 慢性胃炎, (4) 胃炎, (5) 十二指 腸潰瘍

#### 406. 狭帯域光強調加算と粘膜点墨法加算 の併算定

悪性腫瘍(疑い含む)に対する胃・十二 指腸ファイバーにおける狭帯域光強調加算 と粘膜点墨法加算の併算定は,原則として 認められる。

#### 407. 粘膜点墨法加算と色素内視鏡法加算

#### (逆流性食道炎, 急性胃炎) の算定

- ① 逆流性食道炎に対する D306 食道ファイバースコピー時の粘膜点墨法加算又は 色素内視鏡法加算の算定は、原則として 認められない。
- ② 急性胃炎に対する D308 胃・十二指腸 ファイバースコピー時の粘膜点墨法加算 又は色素内視鏡法加算の算定は,原則と して認められない。

#### 【投薬】

#### 408. 硝酸イソソルビド【内服薬・外用薬】 (不整脈等) の算定

次の傷病名に対する硝酸イソソルビド 【内服薬・外用薬】(フランドル錠, フランドルテープ等)の算定は, 原則として認められない。

(1) 不整脈, (2) 心房細動, (3) 上室性期 外収縮

#### 409. ニコランジル錠(狭心症のない心筋 症等)の算定

狭心症のない次の傷病名に対するニコランジル錠(シグマート錠 2.5mg等)の算定は、原則として認められない。

(1) 心筋症, (2) 特発性拡張型心筋症, (3) 心不全

#### 410. プロピオン酸系抗炎症薬 (適応傷病 名と潰瘍治療薬投与中の胃潰瘍又は 十二指腸潰瘍) の算定

適応傷病名と潰瘍治療薬投与中の胃潰瘍 又は十二指腸潰瘍の傷病名がある患者に対するプロピオン酸系抗炎症薬〔ロキソプロフェンナトリウム錠(ロキソニン錠等)又はプラノプロフェン(プラノプロフェンカプセル等)〕の算定は、原則として認められる。

#### 411. 抗ウイルス薬の併用投与 (ヘルペス 角膜炎)

ヘルペス角膜炎に対する次の抗ウイルス 薬の併用投与は,原則として認められる。

- (1) アシクロビル【眼軟膏】(ゾビラック ス眼軟膏等)とアシクロビル【内服薬】(ゾ ビラックス錠等)
- (2) アシクロビル【眼軟膏】(ゾビラックス眼軟膏等)とアシクロビル【注射薬】(ゾビラックス点滴静注用等)

#### 412. アプレピタントカプセルの算定(投 与期間)

成人に対するアプレピタントカプセル (イメンドカプセル 80mg, 125mg) 1 処方 あたりの投与期間は、原則として5日間ま



#### 413. アシクロビルとビダラビンの併用投 与(口唇ヘルペス等)

口唇ヘルペス又は外陰部ヘルペスに対するアシクロビル【内服薬】(ゾビラックス錠等)とビダラビン【外用薬】(アラセナ-A軟膏等)の併用投与は、原則として認められる。

#### 414. イトラコナゾールの算定(使用量)

爪白癬に対するイトラコナゾール(イトリゾールカプセル)のパルス療法1日400mg未満の算定は、原則として認められる。

### 415. 適応傷病名と胃潰瘍等がある患者に対するチクロピジン塩酸塩製剤の算定

- ① 適応傷病名と出血を伴う胃潰瘍又は 十二指腸潰瘍がある患者に対するチクロ ピジン塩酸塩製剤 (パナルジン錠等) の 算定は、原則として認められない。
- ② 適応傷病名と出血を伴わない胃潰瘍又は十二指腸潰瘍がある患者に対するチクロピジン塩酸塩製剤 (パナルジン錠等)の算定は、原則として認められる。

#### 【注射】

### 416. 注射用ガベキサートメシル酸塩とナファモスタットメシル酸塩製剤の併用 投与

注射用ガベキサートメシル酸塩(注射用 エフオーワイ等)とナファモスタットメシ ル酸塩製剤(注射用フサン等)の併用投与 は、原則として認められない。

#### 417. 注射用ガベキサートメシル酸塩又は ナファモスタットメシル酸塩製剤とウ リナスタチンの2剤の併用投与

膵炎かつ播種性血管内凝固症候群に対して注射用ガベキサートメシル酸塩(注射用エフオーワイ等)又はナファモスタットメシル酸塩製剤(注射用フサン等)とウリナスタチン(ミラクリッド注射液)の2剤の併用投与は、原則として認められる。

#### 【処置】

#### 418. ハイフローセラピー時の酸素の使用量

J026-4 ハイフローセラピー時の酸素は, 原則として 1 日 86.400L まで認められる。

#### 419. 耳垢栓塞除去 (耳垢) の算定

耳垢に対する J113 耳垢栓塞除去 (複雑なもの) の算定は, 原則として認められない。

#### 【手術】

### 420. 注射用ランジオロール塩酸塩 (手術時) の算定

手術時に不整脈等の傷病名がない場合の 注射用ランジオロール塩酸塩(オノアクト 点滴静注用)の算定は、原則として認めら れない。

#### 【麻酔】

#### 421. 静脈麻酔 (小児の骨髄穿刺等) の算定

小児における次の診療行為に対する L001-2静脈麻酔の算定は、原則として認 められる。

(1) 骨髓穿刺, (2) 腰椎穿刺, (3) CT 撮影, (4) MRI 撮影

#### 422. リドカインテープ剤(脊椎麻酔時等) の算定

次の場合のリドカインテープ剤 (ペンレステープ等) の算定は、原則として認められない。

(1) L004 脊椎麻酔時, (2) ゴセレリン酢 酸塩デポ (ゾラデックスデポ等) 投与時

#### 【病理診断】

#### 423. 病理組織標本作製「1」組織切片の 算定

次の傷病名に対する N000 病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は,原則として認められる。

(1) 胃潰瘍, (2) 十二指腸潰瘍

#### 令和7年1月31日(第20回:19事例) 【検査】

#### 424. C<sub>3</sub>, C<sub>4</sub> (慢性糸球体腎炎) の算定

慢性糸球体腎炎に対する D015  $\lceil 8 \rfloor$   $C_3$ ,  $C_4$  の算定は、原則として認められる。

#### 425. 眼底カメラ (糖尿病網膜症) の算定

糖尿病網膜症に対する D256 眼底カメラ 撮影(「1」通常の方法の場合)又は(「2」 蛍光眼底法の場合)の算定は,原則として 認められる。

#### 426. 眼底カメラ (網膜前膜) の算定

網膜前膜に対する D256 眼底カメラ撮影 (「1」通常の方法の場合) の算定は, 原則として認められる。

#### 427. 精密眼底検査(眼疾患がない場合) の算定

他の診療科からの依頼に眼疾患がない次の傷病名等に対する D255 精密眼底検査 (片側) の算定は、原則として認められる。 (1) 糖尿病, (2) 高血圧症, (3) 脳血管疾患, (4) 脳血管疾患手術後

#### 428. 眼底三次元画像解析(うっ血乳頭等) の算定

- ① 次の傷病名に対する D256-2 眼底三次 元画像解析の算定は, 原則として認めら れる。
  - (1) うっ血乳頭, (2) 視神経萎縮, (3) 緑内障疑い (初診時)
- ② 次の傷病名に対する D256-2 眼底三次 元画像解析の算定は、原則として認めら れない。
  - (1) 網膜動脈硬化症, (2) 白内障

#### 【投薬】

#### 429. カルベジロール (不整脈) の算定

単なる不整脈の傷病名に対するカルベジロール (アーチスト錠等) の算定は,原則として認められない。

### 430. 低用量アスピリン投与時におけるランソプラゾール及びエソメプラゾール マグネシウム水和物の算定

低用量アスピリン投与時における。胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がレセプトで確認できない場合の次の薬剤の算定は、原則として認められない。

- (1) ランソプラゾール【内服薬】(タケプロンカプセル等)
- (2) エソメプラゾールマグネシウム水和物 【内服薬】(ネキシウムカプセル等)

#### 431. チクロピジン塩酸塩(冠動脈疾患等) の算定

- ① 次の傷病名に対するチクロピジン塩酸塩 (パナルジン錠等)の算定は、原則として認められる。
  - (1) 冠動脈疾患(不安定狭心症,安定狭心症,狭心症, 虚血性心疾患),(2) 内 頸動脈狭窄症, 脳動脈狭窄症,(3) 慢性 動脈閉塞症 [閉塞性血栓血管炎(バージャー病) 又は閉塞性動脈硬化症],(4) 冠 動脈瘤のある川崎病
- ② K546 経皮的冠動脈形成術後における チクロピジン塩酸塩 (パナルジン錠等) の算定は、原則として認められる。
- ③ 次の傷病名等に対するチクロピジン塩酸塩 (パナルジン錠等) の算定は, 原則として認められない。
  - (1) 心房細動, (2) 不整脈, (3) 心筋症, 心不全, (4) 心臓弁膜症(僧帽弁膜症), (5) 心肥大, (6) 血栓性静脈炎, (7) ペー スメーカー装着患者, (8) ネフローゼ症



④ K555 弁置換術後におけるチクロピジン塩酸塩 (パナルジン錠等) の算定は, 原則として認められない。

#### 432. アスピリン (虚血性心疾患等) の算 定

- ① 次の傷病名に対するアスピリン (バイアスピリン錠等) の算定は, 原則として認められる。
  - (1) 虚血性心疾患, (2) 内頸動脈狭窄症, 脳動脈狭窄症, (3) 慢性動脈閉塞症〔閉 塞性血栓血管炎(バージャー病)又は閉 塞性動脈硬化症〕
- ② 次の傷病名に対するアスピリン (バイアスピリン錠等) の算定は, 原則として認められない。
  - (1) 心房細動, (2) 不整脈, (3) 心筋症, 心不全, (4) 心臓弁膜症 (僧帽弁膜症), (5) 心肥大, (6) 血栓性静脈炎, (7) ペー スメーカー装着患者, (8) ネフローゼ症 候群, (9) 肺血栓寒栓症

# 433. イコサペント酸エチルカプセル, ベラプロストナトリウム錠及びアルプロスタジル注射液 (閉塞性動脈硬化症)の併用投与

閉塞性動脈硬化症に対するイコサペント酸エチルカプセル (エパデールカプセル 等),ベラプロストナトリウム錠 (ドルナー錠等)及びアルプロスタジル注射液 (パルクス注,リプル注等)の3剤の併用投与は、原則として認められる。

### 434. ヘリコバクター・ピロリ菌除菌薬と $H_2$ ブロッカー【内服薬】の併用投与

ヘリコバクター・ピロリ胃炎に対するヘリコバクター・ピロリ菌除菌薬と $H_2$ プロッカー【内服薬】の併用投与は、原則として認められない。

435. 抗ウイルス薬 (再発の記載がない帯 状疱疹, カポジ水痘様発疹症) の算定 診療開始日から一定期間経過後,再発の記載がない次の傷病名(免疫機能の低下を来す基礎疾患のない患者)に対する抗ウイルス薬(ヘルペスウイルス感染症治療薬\*に限る)の算定は、原則として認められない。

- (1) 帯状疱疹
- (2) カポジ水痘様発疹症
- ※ アシクロビル (アシクロビル錠等), ビダラビン (アラセナ-A 軟膏等), バラシクロビル塩酸塩 (バルトレックス錠等),ファムシクロビル (ファムビル錠等) 等

#### 436. 抗ウイルス薬の併用投与(単純疱疹)

- ① 単純疱疹に対する次の抗ウイルス薬の 併用投与は、原則として認められる。
- (1) ビダラビン(アラセナ-A 軟膏等)【外 用薬】とアシクロビル (ゾビラックス 錠等)【内服薬】
- (2) ビダラビン(アラセナ-A 軟膏等)【外 用薬】とアシクロビル (ゾビラックス 点滴静注用)【注射薬】
- ② 単純疱疹に対する次の抗ウイルス薬の 併用投与は、原則として認められない。
  - (1) アシクロビル (ゾビラックス錠等) 【内服薬】とアシクロビル (ゾビラックス点滴静注用等) 【注射薬】
  - (2) アシクロビル (ゾビラックス錠等)【内服薬】とビダラビン (アラセナ-A 点滴静注用)【注射薬】

#### 437. 抗ウイルス薬の併用投与(帯状疱疹)

帯状疱疹に対する次の抗ウイルス薬の併 用投与は、原則として認められる。

- (1) ビダラビン (アラセナ-A 軟膏等) 【外 用薬】とアシクロビル (ゾビラックス錠 等) 【内服薬】
- (2) ビダラビン (アラセナ-A 軟膏等) 【外 用薬】とバラシクロビル塩酸塩 (バルト レックス錠等) 【内服薬】
- (3) ビダラビン (アラセナ-A 軟膏等) 【外 用薬】とアシクロビル (ゾビラックス点

滴静注用)【注射薬】

(4) ビダラビン (アラセナ-A 軟膏等) 【外 用薬】とビダラビン (アラセナ-A 点滴 静注用) 【注射薬】

#### 438. タクロリムス水和物【内服薬】(慢 性腎不全)の算定

慢性腎不全に対するタクロリムス水和物 【内服薬】(プログラフカプセル等)の算定 は、原則として認められない。

#### 439. 成分栄養剤(食欲不振)の算定

食欲不振(寝たきり及び高齢者以外の患者)に対する成分栄養剤(エレンタール配合内用剤等)の算定は、原則として認められない。

#### 440. 半消化態栄養剤(摂食嚥下機能障害) の算定

摂食嚥下機能障害に対する半消化態栄養 剤 (エンシュア・リキッド等) の算定は, 原則として認められる。

#### 【手術】

#### 441. トロンビン【内服薬】の算定

K533 食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)又は K533-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術時におけるトロンビン【内服薬】(経口用トロンビン細粒等)の算定は、原則として認められる。

#### 【病理診断】

#### 442. 病理組織標本作製「1」組織切片(痔 瘻, 痔核)の算定

- ① 痔瘻に対する N000 病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は,原則として認められる。
- ② 痔核に対する N000 病理組織標本作製 「1」組織切片によるものの算定は,原則 として認められない。

### 事

#### ベースアップ評価料に係る届出様式

令和7年1月10日 保険局医療課事務連絡

【解説】ベースアップ評価料の届出様式に関する改定が行われました。届出様式については、弊社 HP に掲載しています。

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護ベースアップ評価料に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出

に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第7号厚生労働省保険局医療課長通知)により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、別添1(略)のとおり届出様式を改定するとともに、「診療報酬の算定方法」別表第1医科診療報酬点数表における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、同別

表第2歯科診療報酬点数表における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護ベースアップ評価料(I)のみを届け出る場合の届出添付書類については、別添2(略)及び別添3(略)に代えることができるものとしたので、貴管下の保険医

療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、届出等に関する取扱いについては、 別添4を参考にされたい。

#### (別添 4)

#### 【ベースアップ評価料】

- 問1 従来どおり「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式95及び「賃金改善計画書」を用いて、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行うことは可能か。
- 答 可能。訪問看護ステーションについて も、同様である。
- 問2 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)と同時に外来・在宅ベースアップ 評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ 評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合、本事務連 絡の別添2を用いて、届出を行うことは 可能か。
- 答 不可。この場合には「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」 (令和6年9月11日事務連絡)別添1に 定める以下の書類の提出が必要。
- 「特掲診療料の施設基準等に係る届出 書 |
- 「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) に係る届出書添付書類」又は「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) に係る届出書添付書類」(様式 95)
- 「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) に係る届出書添付書類」「歯科外来・在 宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出 書添付書類」(様式 96) 又は「入院ベー スアップ評価料に係る届出書添付書類」 (様式 97)
- 「賃金改善計画書」また,訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)と同時に訪問看護ベースアップ評

- 価料(Ⅱ)を届け出る場合には、本事務 連絡の別添1に定める以下の書類の提出 が必要。
- 「訪問看護ベースアップ評価料 (I) の施設基準に係る届出添付書類」(別紙様式 11)
- 「訪問看護ベースアップ評価料 (II) の施設基準に係る届出添付書類」(別紙 様式11)
- 「賃金改善計画書 |
- 問3 別添2により、外来・在宅ベースアップ評価料(I)又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)を届け出た医療機関が、その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)又は入院ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合も、問2と同様の取扱いとなるのか。
- 答 そのとおり。訪問看護ステーションに ついても、同様である。
- 問4 令和7年1月以降に「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式95及び「賃金改善計画書」を用いて,外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行った医療機関が,その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出を新たに行う場合はどのような書類が必要となるのか。
- 答 問2に記載されている書類が必要となる。訪問看護ステーションについても、 同様である。

ただし、令和7年2月より前に外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定を開始している医療機関又は訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定を開始している訪問看護ステーションは、「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」(令和6年9月11日事務

連絡)別添2の問3のとおりである。

なお、修正した「賃金改善計画書」の 提出は必須ではないが、再度地方厚生 (支)局長に提出しても差し支えない。

(参考) 令和6年9月11日事務連絡別添2の問3問3 外来・在宅ベースアップ評価料(I), 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) を届け出ている医療機関又は訪問看護ベースアップ評価料(I)を届け出ている訪問看護ステーションが、その翌月以降に外来・在宅ベースアップ評価料(II), 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II), た際ベースアップ評価料又は訪問看護ベースアップ評価料(II)の届出を新たに行う場合は、どのような届出が必要か。

答 それぞれ以下のとおり。

- 保険医療機関(医科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必要
- 保険医療機関(歯科)については、「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必要
- 訪問看護ステーションについては,「訪問看護 ベースアップ評価料(II)の施設基準に係る届 出添付書類」の届出が必要
- 問5 本事務連絡による訪問看護ベース アップ評価料の届出様式の改定趣旨如 何。
- 答 届出を行う訪問看護ステーションの負担を軽減し、円滑な届出を可能とする観点から、以下について改定を行った。
- 「賃金改善計画書」の基本給等総額に おける,「医療保険の利用者割合」を乗 じる計算処理の削除。
- 「賃金改善計画書」のベースアップ評価料対象外職種の基本給等に係る事項における、給与総額の記載項目の削除。
- 「賃金改善計画書」の基本給等に係る 事項における,職種グループ別の記載項 目の削除。
- その他, 記載上の注意等の文言に係る 修正。

なお,既に届出を行った訪問看護ステーションは,改定後の様式で改めて届出を行う必要はない。また,改定前の様式で届出を行うことも可能である。

#### 事

#### 疑義解釈資料の送付(その18,19)

令和7年1月16日,30日 保険局医療課事務連絡

#### その 18 (令和7年1月16日)

#### 【院内製剤加算】

問1 インフルエンザが流行している状況 下で、オセルタミビルリン酸塩のドライ シロップ製剤の供給が限定されているため、保険医療機関において同製剤が不足し、処方が困難な際に、入院中の患者に対して、カプセル剤を脱カプセルし、賦

形剤を加えるなどして調剤した上で投薬 を行った場合、F500調剤技術基本料の 「注3」院内製剤加算を算定できるのか。

答 「オセルタミビルリン酸塩製剤の適正

な使用と発注について(協力依頼) | (令 和7年1月8日付け厚生労働省医政局医 薬産業振興・医療情報企画課事務連絡) の記の4において、「医療機関及び薬局 におかれては、オセルタミビルリン酸塩 ドライシロップが不足している状況に あっても, 当該品目を処方又は調剤する 必要がある場合には、オセルタミビルリ ン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤 を加えるなどの調剤上の工夫を行った上 での調剤を検討いただきたいことしとさ れているなか、やむをえず当該対応を実 施した場合には、院内製剤加算を算定し て差し支えない。なお、このような場合 には、レセプトの摘要欄に「オセルタミ ビルリン酸塩ドライシロップ製剤の不足 のため」等のやむを得ない事情を記載す る。

また, この場合の薬剤料については, オセルタミビルリン酸塩カプセルの実際 の投与量に相当する分(例えば、5日間 でオセルタミビルとして合計 262.5mg 投与する場合は、オセルタミビルリン酸 塩カプセル 75mg の 3.5 カプセル分) を 請求するものとする。

問2 問1における「オセルタミビルリン 酸塩ドライシロップが不足している状 況」に該当するか否かは、出荷停止、出 荷調整等の安定供給に支障が生じている 品目かどうかで判断するのではなく、あ

くまで、現に、当該保険医療機関におい て、オセルタミビルリン酸塩ドライシ ロップを提供することが困難かどうかで 判断するのか。

#### 答 そのとおり。

なお. 長期収載品の処方等又は調剤に おいて、 当該薬剤を提供することが困難 な場合に該当するか否かについても. 令 和6年7月12日付け厚生労働省保険局 医療課事務連絡「長期収載品の処方等又 は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の 送付について (その1) | 間10に示す解 釈と同様であることに留意されたい。

(参考) 「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに 関する疑義解釈資料の送付について (その1)| (問 10) 「当該保険医療機関又は保険薬局において、

後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品 を提供することが困難な場合」について、出荷 停止、出荷調整等の安定供給に支障が生じてい る品目かどうかで判断するのではなく、あくま で. 現に. 当該保険医療機関又は保険薬局にお いて、後発医薬品を提供することが困難かどう かで判断するということでよいか。

(答) そのとおり

#### その19(令和7年1月30日)

#### 【診断群分類点数表等により算定される診 療報酬について】

問1 「疑義解釈資料の送付について(そ の 1)」(令和 6 年 3 月 28 日付事務連絡) 別添 4 問 6-1 及び問 6-2 において, 「月 1回のみ算定することとなっている点数 (診断群分類点数表により包括される点 数に限る)」とあるが、医科点数表にお いて、例えば3月に1回算定することと なっている点数は含まれるのか。

答 当該解釈は、「月1回のみ算定するこ ととなっている点数 | に限られ、例示の ように3月に1回算定することとなって いる点数等については、診断群分類点数 表による算定の有無により外来における 算定の可否が変わるものではない。

#### (参考)「疑義解釈資料の送付について(その1)」 令和6年3月28日付事務連絡

問 6-1 診断群分類点数表による算定を行った患 者が退院した場合, 退院した月と同じ月に外来 において月1回のみ算定することとなっている 点数(診断群分類点数表により包括される点数 に限る)を別に算定することができるのか。(例: **棒体棒查判**斯料等)

(答) 算定することができない。

問 6-2 外来で月1回のみ算定することとなって いる点数(診断群分類点数表により包括される 点数に限る)を算定した後、同じ月に入院とな り診断群分類点数表による算定を行った場合に. 入院前に実施した月1回のみ算定することとな っている点数(診断群分類点数表により包括さ れる点数に限る)について算定することができ るのか。(例:検体検査判断料等)

(答) 算定することができる。

問 6-3 問 6-1 及び問 6-2 において, 「月 1 回の み算定することとなっている点数(診断群分類 点数表により包括される点数に限る)」とあるが、 医科点数表において、月1回のみ算定すること となっている点数であって、診断群分類点数表 により包括されるすべての点数を指すのか。

(答) そのとおり。



#### 医療 DX に係る診療報酬上の評価の取扱い等

【解説】医療 DX に係る診療報酬上の評価の 正・追加)

取扱いや、入院時食事基準額の引上げ等に つき、1月29日に中医協に諮問・答申され ました。今後、正式告示・通知が発出され、 4月1日に施行となります。

(p.34 右段 28 行目, 下線部訂正・追加, (2024) 年 9 月号 p.53 の訂正に追加)]

#### A000 初診料

291 点

注 16 医療 DX 推進に係る体制として別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして(中略)

イ 医療 DX 推進体制整備加算 1 12 点

医療 DX 推進体制整備加算 2 11 点

ハ 医療 DX 推進体制整備加算 3 10 点

医療 DX 推進体制整備加算 4 10 点

ホ 医療 DX 推進体制整備加算 5 9点

へ 医療 DX 推進体制整備加算 6 8点 (p.361 左段下から 22 ~ 10 行目, 下線部訂

COO1 在宅患者訪問診療料(I)(1日 につき)

注 13 別に厚生労働大臣が定める施設基 準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関において、 (中略), **在宅医療 DX 情報活用加算**とし て、月1回に限り、当該基準に係る区分 に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定 点数に加算する。(中略)

イ 在宅医療 DX 情報活用加算 1 11 点

口 在宅医療 DX 情報活用加算 2 9点

(p.379 右段下から 4 行目~ p.380 左段 10 行 目, 下線部訂正・追加)

COO3 在宅がん医療総合診療料(1日に つき)

中央社会保険医療協議会

令和7年1月29日

注8 別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において, (中略), 在宅医療 DX 情報活用加算とし て, 月1回に限り, 当該基準に係る区分 に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定 点数に加算する。(中略)

イ 在宅医療 DX 情報活用加算 1 11 点

口 在宅医療 DX 情報活用加算 2 9点

(p.1037 左段下から 20 行目~右段最下行, 下線部訂正)

#### 第 1 食事療養

1 入院時食事療養 (I) (1 食につき)

(1) (2)以外の食事療養を行う場合

690円

(2) 流動食のみを提供する場合

625 円



#### 2 入院時食事療養 (Ⅱ) (1 食につき)

(1) (2)以外の食事療養を行う場合

556円

(2) 流動食のみを提供する場合 510円

#### 第2 生活療養

#### 1 入院時生活療養(I)

(1) 健康保険法第63条第2項第2号 イ及び高齢者の医療の確保に関する 法律第64条第2項第2号イに掲げ る療養(以下「食事の提供たる療養」 という)(1食につき)

イ ロ以外の食事の提供たる療養を 行う場合 <u>604 円</u>

行り場合 <u>604 P</u>口 流動食のみを提供する場合

550円

#### 2 入院時生活療養(Ⅱ)

(1) 食事の提供たる療養(1食につき)

470円

(p.1054 右段下から 4 行目~ p.1055 左段 15 行目,下線部訂正・追加,(2024 年 9 月号 p.53~54 の訂正に追加))

#### 3の8 医療 DX 推進体制整備加算の施設 基準

(1) 医療 DX 推進体制整備加算 1 の施設基 準

イ~ハ (略)

二 電磁的記録をもって作成された処方 箋を発行する体制又は調剤した薬剤に 関する情報を電磁的記録として登録す る体制を有していること。

ホ~リ (略)

(2) • (3) (略)

(4) 医療 DX 推進体制整備加算 4 の施設基 淮

(1)の**イ**から**ハ**まで及び**ホ**から**リ**までに 掲げる施設基準を満たすものであること。

- (5) 医療 DX 推進体制整備加算 5 の施設基準
  - イ (1)のイからハまで、ホ及びトからりまでに掲げる施設基準を満たすものであること。
  - ロ 健康保険法第3条第13項に規定す る電子資格確認に係る必要な実績を有 していること。
- (6) 医療 DX 推進体制整備加算 6 の施設基 進
  - イ (1)のイからハまで、ホ、ト及びチま でに掲げる施設基準を満たすものであ ること。
  - ロ 健康保険法第3条第13項に規定す る電子資格確認に係る実績を有してい

ること。

(7)~(11) (略)

〔p.1055 左段下から 24 行目~ p.1055 右段 9 行目,下線部訂正・追加,(2024 年 9 月号 p.54 の訂正に追加)〕

#### → 1 医療 DX 推進体制整備加算 1 に関す る施設基準

- (4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(中略) に基づき、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 (原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有している。
- (5) (略)(6) 医療 DX 推進体制整備加算 1 を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(中略)が、45%以上で
- (7) (6)について, (後略)
- (8) 医療 DX 推進の体制に関する(後略)
- (9) (8)の掲示事項について, (後略)
- (10) マイナポータルの医療情報等(後略)

#### 2 医療 DX 推進体制整備加算 2 に関する 施設基準

- 1 の(1)から(5)まで及び(8)から(10)までの 基準を満たす。
- (2) 医療 DX 推進体制整備加算 2 を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上である。
- (3) (2)について、(後略)

#### 3 医療 DX 推進体制整備加算 3 に関する 施設基準

- (1) 1 の(1)から(5)まで、(8)及び(9)の基準を 満たす。
- (2) 医療 DX 推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上である。
- (3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とする。

(4) (略)

#### 4 医療 DX 推進体制整備加算 4 に関する 施設基準 新

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)ま

で〔(**8**)の**ウ**の電子処方箋に係る事項を除 く〕の基準を満たす。

- (2) 医療 DX 推進体制整備加算 4 を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、45%以上である。
- (3) (2)について、医療 DX 推進体制整備加算 4 を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 5 医療 DX 推進体制整備加算 5 に関する 施設基準 新

- (1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで 〔(8)のウの電子処方箋に係る事項を除く〕の基準を満たす。
- (2) 医療 DX 推進体制整備加算 5 を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上である。
- (3) (2)について、医療 DX 推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 6 医療 DX 推進体制整備加算 6 に関する 施設基準 新

- (1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(8)(ウの電子 処方箋に係る事項を除く)及び(9)の基準 を満たす。
- (2) 医療 DX 推進体制整備加算 6 を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上である。
- (3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とする。
- (4) (2)について、医療 DX 推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 【届出に関する事項】

(2) <u>1の(4)については、令和7年3月31</u> 日までの間に限り、1の(5)については令



- 和7年9月30日までの間に限り、<u>当該</u> 基準を満たしているものとみなす。
- (3) 医療 DX 推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(10)、2の(1)のうち1の(10)に係る基準及び2の(2)及び(3)、3の(2)及び(4)、4の(1)のうち1の(10)に係る基準及び4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(10)に係る基準及び5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(4)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はない。
- (4) 令和7年9月30日までの間に限り, 1 の(8)のウの事項について, (後略)
- (5) 1の(9)については、(後略)
- (6)・(7) (削る)

#### (p.1342 左段下から 20~5 行目, 下線部訂正)

- 1 の5 の3 在宅患者訪問診療料(I) の注 13 [在宅患者訪問診療料(Ⅱ) の注 6 の規定により準用する場合を含む),在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
- (1) 在宅医療 DX 情報活用加算 1 の施設 基準

- イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 口 健康保険法第3条第13項に規定 する電子資格確認を行う体制を有し ていること。
- ハ 電磁的記録をもって作成された処 方箋を発行する体制又は調剤した薬 剤に関する情報を電磁的記録として 登録する体制を有していること。
- 二 電磁的方法により診療情報を共有 し、活用する体制を有していること。
- 本 医療 DX 推進の体制に関する事項 及び質の高い診療を実施するための 十分な情報を取得し、及び活用して 診療を行うことについて、当該保険 医療機関の見やすい場所に掲示して いること。
- 木の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
- (2) 在宅医療 DX 情報活用加算 2 の施設 基準

(1)のイ, 口及び二からへまでに掲げ

る施設基準を満たすものであること。 (3)~(6) (削る)

#### (p.1342 左段下から3行目~右段下から29 行目、下線部訂正・追加)

### → 1 在宅医療 DX 情報活用加算 1 に関する施設基準

(4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(中略) に基づき、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 (原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有している。

(5)~(7) (略)

#### 2 在宅医療 DX 情報活用加算 2 に関する 施設基準 新

(1) 1の(1)から(3)まで及び(5)から(7)まで 〔(6)のウの電子処方箋に係る事項を除く〕 の基準を満たす。

#### 【届出に関する事項】

- (2) <u>1 の(4)については、令和7年3月31</u> <u>日までの間に限り、</u>1 の(5)については令 和7年9月30日までの間に限り、<u>当該</u> 基準を満たしているものとみなす。
- (3) (4) (略)